証券コード　3906
平成28年３月11日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
株 式 会 社 ＡＬＢＥＲＴ
代表取締役社長　　上村　崇

第11回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後７時までに到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　平成28年３月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル48階 コンファレンスプラザ
（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項

第11期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告の内容報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役２名選任の件

第２号議案　会計監査人選任の件

以上

本株主総会におきましては、おみやげの配布は予定しておりません。何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
〇招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.albert2005.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。

（ 添付書類 ）

事 業 報 告

〔平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで〕

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による成長戦略や日銀による金融緩和のもとで、輸出、生産の持ち直しにより企業の経営状態にも改善の兆しが見られるなど、緩やかな回復傾向に向かっております。しかし一方海外では、米国の金融緩和策縮小や欧州の財政問題、中国経済の減速などが景気の下振れリスクとなっており、先行き不透明な状態が依然として続いております。

当社が属するインターネット関連サービス市場におきましては、各種クラウドサービスの拡大、モバイル端末から収集される消費者の行動ログ及びIoT(Internet of Things＝モノのインターネット）によって得られるビッグデータの分析需要など引き続き市場の成長が見込まれます。特にマーケティングへの活用が期待されるビッグデータ分析については、企業のマーケティング分野への投資が増加傾向にあるなかで、「蓄積された大量データを分析するため」のソリューションから、「分析して得られた結果をあらゆる意思決定に活用していく」フェーズに移行しております。具体的には、既存顧客の購買行動分析による広告最適化、POSやRFIDなどの小売店頭データを使った販売分析や販売予測、サプライチェーンにおける部品の引当や在庫の最適化分析などがあり、これらについて企業の関心が高まっていることが窺えます。

このような事業環境のもと、当社は、ビッグデータの統合管理・分析コンサルティング、マーケティング施策に活用するためのシステム提供など、既存の「マーケティングソリューション事業」の更なる拡大を図るべく、また、データサイエンス領域のテクノロジーを駆使したマーケティングソリューションのリーディングカンパニーになることをビジョンに掲げ、積極的な事業活動を展開してまいりました。当事業年度における新たな取り組みとしましては、第１四半期には地理情報（GIS）大手企業であるマップソリューション株式会社を始めとして、ACR（自動コンテンツ認識）技術に強みを持つエヴィクサー株式会社との資本・業務提携及びTVメタデータを保有する株式会社エム・データとの業務提携を発表しました。また、第３四半期にはBI（ビジネスインテリジェンス）ツールを提供するTableauSoftware Inc.（タブロー・ソフトウェア、本社：USAワシントン州）との業務提携のほか、システムインテグレーション等に強みを持つバーチャレクス・コンサルティング株式会社との資本・業務提携を発表し、コンサルティング及びエンジニアリング体制の強化とともに、クライアントのサービス導入時における

サポート体制の構築を図っております。さらに新たな事業として、最先端の機械学習法である「ディープラーニング」を用いて、大量の画像を解析し自動的にタグ付けをするサービスの提供を開始いたしました。本事業につきましてはクライアントから顧客へのサービス提供時のマーケティング分析での活用や、商品レコメンデーションでの応用などの効果を想定しております。

当事業年度においては、マーケティングプラットフォーム事業につきましては、案件の大型化によるリードタイムの長期化などの影響を受け売上の伸び悩みがあったものの、分析に対するニーズの高まりによって分析案件の受注が増加したことを受け、アナリティクス・コンサルティングサービスの売上が拡大することとなりました。また、このような変化に対応するために、開発パートナー企業からの人員リソース調達を急ピッチで行うなど、体制構築を最優先課題として取り組んでおりましたが一時的に高コストになることは避けられず、外注費等の売上原価が大きく膨らむ結果となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は959,315千円（前年同期比40,768千円増）となりましたが、利益面におきましては、外注費を中心に売上原価の増大によりそれぞれ営業損失は33,949千円（前事業年度は営業利益166,901千円）、経常損失は43,500千円（前事業年度は経常利益161,100千円）となりました。特別損失として投資有価証券評価損の計上、また繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額を計上したことなどにより、当期純損失は185,370千円（前事業年度は当期純利益167,215千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の主な設備投資は、本社移転等を中心とする総額60,355千円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成27年２月19日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、公募増資により、515,200千円の資金調達を行いました。また、平成27年３月23日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、119,268千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第８期 平成24年12月期	第９期 平成25年12月期	第10期 平成26年12月期	第11期 平成27年12月期 (当事業年度)
売上高　（千円）	410,862	647,734	918,547	959,315
経常利益又は経常損失(△)　（千円）	17,294	53,107	161,100	△43,500
当期純利益又は当期純損失(△)　（千円）	17,004	94,365	167,215	△185,370
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)　（円）	9.29	51.56	91.37	△90.48
総資産　（千円）	201,110	336,387	578,659	973,170
純資産　（千円）	127,101	221,467	388,682	857,420
１株当たり純資産額　（円）	69.45	121.02	212.39	394.85

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、以下の対処すべき課題に積極的に取り組む方針であります。

① クロスセルの推進

当社のサービスを既にご利用いただいているユーザの皆様には、複数のサービスを相互に利用していただけるようにクロスセル提案体制を強化し、データサイエンスのトータルソリューションの事業領域における提案力を高めてまいります。また新規ユーザ獲得のため、展示会やセミナーの継続的な開催及び出展、WebサイトやFacebookページ等を活用した情報発信、提携企業との更なる連携強化などに取り組んでまいります。

② ブランド形成への取組み

当社が提供する「smarticA!DMP」は、大手企業を中心に引き合いが増えており、その製品力が業界内で高い評価を得ております。CRM広告の双方をカバーしたDMPであることや、具体的で幅広い分析事例を豊富に持ち、運用が見えるシナリオ提案、継続的なチューニング・カスタマイズ体制を整えていることなど、他社には無い差別化要因が多数あります。競争優位性を維持していくためには更なる機能向上など製品開発を行なっていく必要があるため、ブランド形成に向けて継続的に取り組んでまいります。

③ プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、各プロジェクトごとの作業工数をより正確にリアルタイムで把握できるようなシステムの構築などにより工程管理を一層強化し、業務効率化を図っていくことが重要であると考えております。サービス品質の向上にも同時に取り組むとともに、コストを削減し、業務稼働率を一層向上させる施策を全社的に推進してまいります。

④ 情報管理体制の強化

デジタル化の進展に伴い、パーソナルデータを含む様々な匿名データを直接・間接に入手できるようになり、自社が保有する顧客の実名データと紐づけることで、顧客の属性・行動を網羅的に把握し、精度の高い顧客分析や、ターゲットの抽出、マーケティングROI（投資対効果）測定などへの広範な活用が可能です。当社はこれらの支援を行うことを主力事業としており、顧客から分析データを預って業務を請負うときのデータ保護には細心の注意を払っておりますが、さらなる運用強化を図っていくことが重要と考えております。

⑤　人材・組織体制

当社は、今後の成長のためには優秀な人材確保と教育体制の充実による継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。企業理念においても「会社にとって一番大切なものは社員」であることを掲げ、各人の力を最大限に引き出すことによりそれを組織力に変えていくことが企業価値向上に繋がると考えます。成長フェーズに合った評価制度をしっかり運用するとともに、役員及び従業員の自立性を高め、常に最適な組織体制を模索していく方針であります。

⑥ 次世代サービスの開発

近年のIoTや人工知能に対する関心の高まりに象徴されるように、データ分析関連事業は今後ますます市場の成長が見込まれます。今後の課題として、市場のニーズに合った、導入後はライセンスフィー、運用費でストック型の収益を得ることが可能な新規サービスの開発を継続的に行い、中期成長を視野に入れた事業の収益性向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、「分析力」をコアコンピタンスとして、マーケティングプラットフォーム（smarticA!DMP）の提供、各種アナリティクスコンサルティングなど、マーケティングソリューション事業を展開しております。

(12) 主要な営業所

名　称	所　在　地
本社	東京都新宿区西新宿一丁目26番２号

(13) 従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	14名増	33.7歳	2.2年

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況 （平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 5,000,000株

② 発行済株式の総数 2,171,500株

③ 株主数 2,330名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山川 義介	291,900 株	13.4 %
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	288,800	13.3
上村 崇	152,800	7.0
株式会社SBI証券	64,400	3.0
山川 奈緒子	58,400	2.7
投資事業組合オリックス11号	50,500	2.3
鈴木 俊明	37,800	1.7
佐藤 めぐみ	32,400	1.5
平岡 千春	30,000	1.4
渡邉 雅臣	30,000	1.4

(2) 新株予約権等の状況 （平成27年12月31日現在）

① 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

		第９回新株予約権
発行決議日		平成24年4月13日
新株予約権の数		1,050個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　105,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200円
権利行使期間		平成26年4月14日から 平成34年4月13日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,027個 目的となる株式数　102,700株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　23個 目的となる株式数　2,300株 保有者数　１名

（注） 権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

		第12回新株予約権
発行決議日		平成25年12月17日
新株予約権の数		461個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　46,100株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200円
権利行使期間		平成27年12月18日から 平成35年12月17日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　375個 目的となる株式数　37,500株 保有者数　1名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

（注）　権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

②　当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山川　義介	
取締役社長 （代表取締役）	上村　　崇	
取締役	渡邊　敦彦	株式会社ファインドスター 代表取締役社長
常勤監査役	谷本　篤彦	
監査役	保月　英機	
監査役	江南　清司	

（注）１．取締役 渡邊敦彦氏は、平成27年３月27日付で取締役に就任いたしました。
２．取締役 山口哲央氏は、平成27年３月27日開催の定時株主総会終結のときをもって辞任いたしました。
３．渡邊敦彦氏は、社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．谷本篤彦氏及び江南清司氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
５．監査役江南清司氏は、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	３名（１名）	49,500千円（　900千円）
監査役（うち社外監査役）	３名（２名）	8,400千円（7,200千円）
合　計	６名（３名）	57,900千円（8,100千円）

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人を含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成26年10月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役渡邊敦彦氏は、株式会社ファインドスターの代表取締役社長を務めております。同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渡邊　敦彦	当期に開催した取締役会21回のうち15回（取締役就任後の全回）に出席しており、主に、経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行なっております。
社外監査役	谷本　篤彦	当期に開催した取締役会21回のうち全てに出席しており、主に、上場企業における支社長経験など会社経営についての豊富な経験を活かし、適宜発言を行なっております。 また、当期に開催した監査役会12回のうち全てに出席しており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行なっております。
社外監査役	江南　清司	当期に開催した取締役会21回のうち全てに出席しており、主に、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を活かし、適宜発言を行なっております。 また、当期に開催した監査役会12回のうち全てに出席しており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行なっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役全員との間に、会社法第427条第１項の規定に基づく当社定款第30条及び第41条の定めにより、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	13,500千円

（注）会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合に監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適切な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第１項及び第３項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

①処分対象　新日本有限責任監査法人
②処分内容　３ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

５．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令・定款及び社会規範を遵守するための「ALBERT行動規範」を制定し、全社に周知・徹底します。

②コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

③コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

④内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

⑤当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報管理規程等に基づき、適正に保存及び管理を行ないます。

②取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。これに従いリスク管理にかかる「リスク管理マニュアル」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離します。

②取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。

③取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催します。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査及び日常業務については経営管理部の補助を受けるものとします。

②また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとします。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会のほか執行役員会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況の報告を求めることができるものとします。

②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。

③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

⑺ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

③監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

⑻ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

⑼ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「ALBERT行動規範」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

①取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度において取締役会を21回開催しております。

②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に情報交換等を行なうことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③「ALBERT行動規範」に基づき、取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部監査人によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または発生する恐れのある場合は厳格な調査を行ない、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科　目	金　額	科　目	金　額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	**751,098**	**流動負債**	**115,749**
現金及び預金	523,882	買掛金	12,570
受取手形	2,181	未払金	41,192
売掛金	150,674	未払費用	32,340
仕掛品	19,390	預り金	5,568
貯蔵品	409	前受金	0
前払費用	47,228	賞与引当金	24,077
その他	7,565		
貸倒引当金	△234		
固定資産	**222,072**		
有形固定資産	**53,490**	**負債合計**	**115,749**
建物	32,894	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	20,595	**株主資本**	**857,420**
無形固定資産	**45,256**	**資本金**	**666,054**
ソフトウエア	17,400	**資本剰余金**	**327,054**
ソフトウエア仮勘定	27,387	資本準備金	327,054
商標権	468	**利益剰余金**	**△135,687**
投資その他の資産	**123,326**	その他利益剰余金	△135,687
投資有価証券	62,503	繰越利益剰余金	△135,687
敷金及び保証金	55,993		
保険積立金	4,829	**純資産合計**	**857,420**
資産合計	**973,170**	**負債・純資産合計**	**973,170**

(注)　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**959,315**
売上原価		**542,346**
売上総利益		**416,969**
販売費及び一般管理費		450,919
営業損失		**33,949**
営業外収益		
受取利息	151	
講演料等収入	291	
受取補償金	195	
保険解約返戻金	197	
その他	4	840
営業外費用		
株式公開費用	6,159	
為替差損	1,317	
投資事業組合運用損	2,913	10,390
経常損失		**43,500**
特別損失		
減損損失	26,277	
投資有価証券評価損	42,849	
固定資産除却損	277	69,404
税引前当期純損失		**112,905**
法人税、住民税及び事業税	2,345	
法人税等調整額	70,119	72,465
当期純損失		**185,370**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで〕

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成27年１月１日残高	339,000	―	―	49,682	49,682	388,682	388,682
事業年度中の変動額							
新株の発行	317,234	317,234	317,234			634,468	634,468
新株の発行（新株予約権の行使）	9,820	9,820	9,820			19,640	19,640
当期純損失（△）				△185,370	△185,370	△185,370	△185,370
事業年度中の変動額合計	327,054	327,054	327,054	△185,370	△185,370	468,738	468,738
平成27年12月31日残高	666,054	327,054	327,054	△135,687	△135,687	857,420	857,420

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づいております。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

（５）収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウエア制作

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のソフトウエア制作

工事完成基準

（６）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　9,356千円

３．損益計算書に関する注記

一般管理費に含まれる研究開発費　　13,120千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,830,000株	341,500株	－株	2,171,500株

（注）発行済株式の総数の増加341,500株は、公募増資による増加200,000株、第三者割当増資による増加46,300株及び新株予約権の権利行使による増加95,200株であります。

（２）自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（３）新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第１回新株予約権	普通株式	2,000	―	2,000	―	―
第２回新株予約権	普通株式	10,500	―	5,200	5,300	―
第７回新株予約権	普通株式	500	―	―	500	―
第９回新株予約権	普通株式	169,700	―	64,700	105,000	―
第10回新株予約権	普通株式	20,400	―	11,700	8,700	―
第11回新株予約権	普通株式	10,800	―	9,600	1,200	―
第12回新株予約権	普通株式	55,500	―	9,400	46,100	―
合　計		269,400	―	102,600	166,800	―

（注）新株予約権の減少102,600株は、権利行使による減少95,200株及び消却による減少7,400株であります。

（４）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	（千円）
繰延税金資産	
繰越欠損金	99,499
投資有価証券評価損	14,166
賞与引当金	7,960
地代家賃損金不算入	5,617
一括償却資産	2,675
減価償却超過額	2,490
未払費用	1,003
その他	1,177
繰延税金資産小計	134,590
評価性引当額	△134,590
繰延税金資産合計	―

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	523,882	523,882	―
(2) 売掛金	150,674		
貸倒引当金　※	△234		
	150,440	150,440	―
(3) 敷金及び保証金	55,993	55,044	948
資産計	730,315	729,367	948
(1) 買掛金	12,570	12,570	―
(2) 未払金	41,192	41,192	―
負債計	53,763	53,763	―

※　売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、回収見込額を残存契約期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、貸借対照表計上額及び時価には、敷金の回収が最終的に見込まれないと認められる金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	523,882	―	―	―
売掛金	150,674	―	―	―
合計	674,556	―	―	―

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額40,650千円）、投資事業有限責任組合出資金（同21,853千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　394円85銭

(2)　１株当たり当期純損失　90円48銭

８．重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、平成28年１月29日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力を向上させることを目的として、新株予約権の発行を決議し、以下の概要のとおり発行しております。

新株予約権の数	1,800個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	―
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権１個当たり171,500円 （新株予約権の目的である株式１株当たり1,715円）
新株予約権の行使期間	自　平成30年４月１日　至　平成36年２月18日
新株予約権の発行価格	新株予約権１個当たり1,200円 （新株予約権の目的である株式１株当たり12円）
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の払込期日	平成28年２月19日
新株予約権の割当日	平成28年２月19日
新株予約権の割当対象者	当社代表取締役及び執行役員

（注）本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

① 新株予約権者は、平成28年12月期から平成33年12月期までのいずれか連続する２期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益の累計額が５億円を超過した場合、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日１日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準等の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年２月29日

株 式 会 社 Ａ Ｌ Ｂ Ｅ Ｒ Ｔ
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 竹 伸 幸	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押 谷 崇 雄	印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＬＢＥＲＴの平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月29日

株式会社ALBERT監査役会

常勤監査役（社外監査役）　谷本　篤彦　　印

監査役　保月　英機　　印

社外監査役　江南　清司　　印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役２名選任の件

取締役山川義介及び上村崇の両氏が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	うえむら たかし 上村　崇 （昭和54年８月４日）	平成15年４月　アクセンチュア株式会社入社 平成16年７月　株式会社インタースコープ入社 平成17年７月　当社設立 代表取締役社長（現任）	152,800株
2	ふるた としお 古田　利雄 （昭和37年２月４日）	平成５年４月　古田利雄法律事務所設立 平成14年４月　弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所へ組織変更 代表社員 平成19年９月　ナノキャリア株式会社 社外監査役（現任） 平成19年９月　株式会社キャンバス 社外監査役（現任） 平成20年７月　弁護士法人クレア法律事務所へ名称変更 代表社員（現任） 平成21年６月　ネットイヤーグループ株式会社　社外監査役（現任） 平成26年11月　株式会社トランザクション 社外取締役（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

２．古田利雄氏は、弁護士としてまた弁護士法人の代表としていずれも豊富な経験を有しており、その高い専門性と幅広い知見を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結のときをもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づいて、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	有限責任あずさ監査法人
事業所の所在地 (主たる事業所)	東京都新宿区津久戸町１番２号　あずさセンタービル
沿　　革	昭和60年７月 　監査法人朝日会系社と新和監査公人が合併し、監査法人朝日新和会計社設立 平成５年10月 　監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足 平成16年１月 　朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 平成22年７月 　有限責任監査法人に移行し、法人名を有限責任あずさ監査法人に変更
概　　要	出資金　　3,000百万円 構成人員 　公認会計士　　3,048名（うち代表社員30名・社員518名） 　会計士補　　11名 　会計士試験合格者　1,027名 　専門員　　732名（特定社員35名、うち代表社員１名） 　その他職員　　585名 　合計　　5,403名 クライアント数　監査証明業務　3,414社

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
新宿野村ビル48階　コンファレンスプラザ

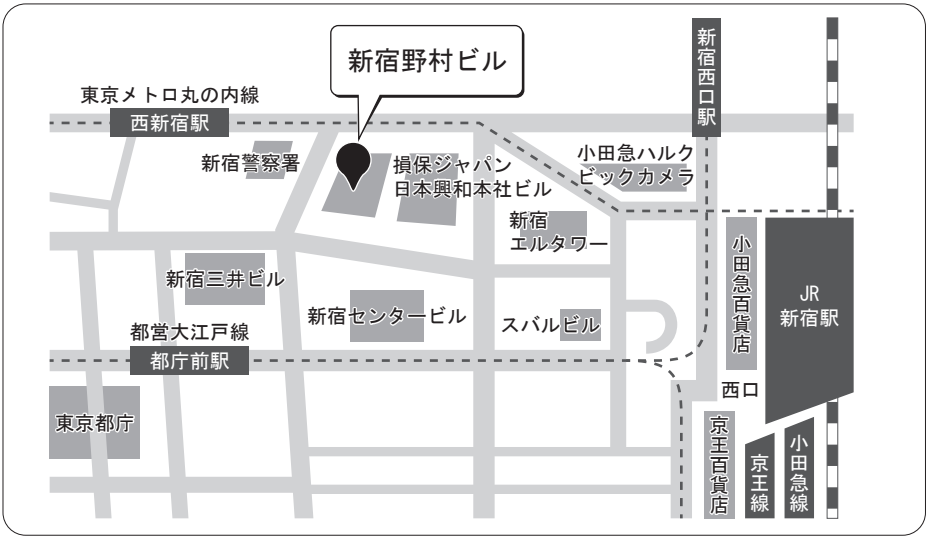

＜会場までのご案内＞

【電車をご利用の場合】

・JR・小田急線・京王線「新宿」駅西口　徒歩７分
・東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅２番出口　徒歩４分
・都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口　徒歩３分

【自動車をご利用の場合】

新宿野村ビル地下駐車場（地下３階～地下５階）がございます。
駐車料金 30分300円
駐車台数 330台